

## さまざまな児童虐待

### 身体的虐待

繰り返し行われる身体的暴行、または子どもの身体に外傷が生じたり、生命に危険の恐れのある暴行を加えたりすることをいいます。例として、殴る、蹴る、首を絞める、熱湯をかけるなどがあります。

泣き止まないときはリラックスしてから



乳幼児を激しく揺さぶると脳に損傷を負わせることがあります(乳幼児揺さぶられ症候群)。いらいらしてしまった時は、安全な場所に寝かせてその場を離れ、リラックスしましょう。

### ネグレクト



子どもの養育の放棄・拒否、衣食住の世話などの保護の怠慢をいいます。治療が必要な病気になっても病院に連れて行かない、車の中に放置する、体や環境を不潔な状態にしておくなども含まれます。

### 心理的虐待

子どもに対する著しい暴言や無視をするなどの拒絶的な対応、他の兄弟とはあからさまに差別的な扱いをすることや、子どもの目の前でされる配偶者への暴力(ドメスティック・バイオレンス)などがあります。

これって「しつけ?」「虐待?」



子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害されたり、子どもが耐え難い苦痛を感じたりするほどであれば、虐待になってしまうと考えられます。

### 性的虐待



子どもに性的な行為を強要することや、子どもにわいせつな行為をさせたり見せたりすることをいいます。異性や性に対して極端な嫌悪感を抱くことになり、心と体に大きな傷を残します。

#### 虐待は子どもの心身への影響

虐待による死亡事例も多数発生するなど深刻な社会問題となっています。虐待を発生させる原因はさまざまで、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、周囲からのサポートを受けられない環境がないことや、経済的な苦しさ、育児のつらさなどが挙げられます。虐待は人ごとではなく、親となり子どもと関わる生活がある以上、誰にでも起こりうるものとして考えなければなりません。周囲の人たちも子育てをする家庭を支えていく必要があります。

虐待は、子どもの心身に大きな影響を及ぼします。学校へ通わせてもらえなかったことによる知的発達面への影響の他、暴力を受けたことによる体の傷、打撲ややけど等の外傷、食事を与えられなかったことによる栄養障害などの身体的影響も深刻です。更に、人を信用することができず対人関係における問題が生じるなど心理的影響も強く、長期にわたっての治療や心のケアが必要となります。

虐待を受けた子どもは、重篤な場合には重い障害が残ったり、死に至ったりする可能性もあります。虐待を家庭内だけの問題と捉えるのではなく、社会全体の問題として一人一人が取り組んでいくことが大切です。



特集

# みんなでも守る地域の子ども育て

児童虐待問題は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。11月は児童虐待防止推進月間です。子どもたちを育む環境を地域で支えましょう。  
 児童虐待問題は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。11月は児童虐待防止推進月間です。子どもたちを育む環境を地域で支えましょう。  
 児童虐待問題は社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。11月は児童虐待防止推進月間です。子どもたちを育む環境を地域で支えましょう。

子ども支援課児童福祉担当(内線) 413

#### 増え続ける児童虐待

児童虐待は、本来子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が子どもの心や体を傷つける行為で、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えます。全国児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から28年連続で増加して、平成30年度には15万9850件と過去最多となりました。

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類され(5ページ参照)、中でも心理的虐待が7万2197件と最も多く、次いで、身体的虐待が3万3223件

# 一人一人ができることを考えてみよう

子どもは自分から「助けて」とは言えません。一人一人が積極的に虐待を防止する意識と行動がたいせつです。

## 気づかれないような児童虐待

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応が重要です。児童虐待は、家庭内と

いう早期発見が困難な状況で行われるため、子どもは逃げたり、自ら救いを求めたりすることができない可能性があります。また発見時には既に子どもの生命に関わる緊急な対応が必要であることも少なくありません。

## 手遅れになる前に

子育ての不安やストレスを抱え込むことが児童虐待の一因となっていることがあります。一人で悩まず、信頼できる家族や友人、相談機関に相談しましょう。

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などに連絡(通告)することを義務付けています。通告は、子どもを守るだけでなく、虐待を防止し、子どもに悩む保護者への支援のきっかけになります。

近所の家から、頻りに激しい物音や子どもの泣き声が聞こえるなどの何らかのサインは出ていませんか。ほんとうに虐待かどうか分からない、告げ口をしているように気が引けるなどの理由で連絡(通告)をためらっていませんか。児童虐待を防ぐには、本人だけではなく周囲が気づき、手を差し伸べることも必要です。

## 児童虐待早期発見のためのチェックリスト

児童虐待のサインが出ているかどうかを早期発見するためのチェックリストです。

### ●子どもの様子

- 不自然なけが(特に首や顔にあざ、やけどなど)がある
- 極端に痩せているなど、栄養失調状態が疑われる
- 幼児だけで夜遅くまで外で遊んでいるなど、家に帰りたがらない
- 季節に合わない服装をしている、衣服や体が極端に不潔で異臭がする

### ●親の様子

- 極端に偏った育児観を持ち、体罰を肯定している
- 衣服などが不衛生な状態である
- 小さな子どもを家に置いたまま外出している
- 子どもや他人に暴言、罵声を浴びせることが多い
- 子どもがけがをしたり、病気になったりしても医者に見せない

### ●親といっしょにいる子どもの様子

- 年齢不相応の行儀の良さなど、過度なしつけの影響が見られる
- いつも親に叱られたり、どなられたりしている
- 感情表現が乏しく、保護者を見るとおびえ、おどおどしたそぶりを見せる
- 長時間泣いている、悲鳴のような泣き声がある

※あてはまる項目の数によって虐待かどうかを判定するものではありません。

## 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)

虐待かもと思った時など、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。24時間365日つながります。連絡は匿名で行うことも可能です。



## 一人で悩まずに相談してください

相談に乗り、手助けをする機関があります。

### ●中央児童相談所●

子どもの福祉に関するさまざまな相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な援助を提供しています。子どもや家庭のことで困ったことや心配ごとがあるかたはご相談ください。

相談時間 毎週月～金曜日、  
午前8時30分～  
午後6時15分  
(土・日曜日、祝日・  
年末年始を除く)  
☎中央児童相談所 ☎775-4152

### ●子育て世代包括支援センター●

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな質問や悩みを相談できる窓口です。妊娠中の生活を健やかに過ごし、安心して出産を迎え、楽しく子育てができるよう、保健師等が相談に応じます。

☎子ども支援課子どもの健康担当 ☎768-3111 (内線) 151



### ●家庭児童・乳幼児・育児相談●

市では、各種相談を行っています。子育てをしていて不安に感じることや、自分自身のことで心配なことがあれば、どんな小さなことでも気軽に相談してください。各種相談については23ページをご覧ください。

☎子ども支援課児童福祉担当 ☎768-3111 (内線) 413



子ども支援課 家庭児童相談員 齊藤 久恵さん

## Interview

私たち家庭児童相談員は、子どもの問題について常に早期発見を目指し、問題解決のために相談を受け、意向を聞きながらいっしょに考えています。相談の内容はさまざまですが、いらいらしてつい暴言を吐いてしまったりたたいてしまったりして、大きな事件につながるケースもあります。子育てはととても大変です。特に1・2歳の時期の子どもは、親であっても考えていることが分からず対応が難しいかと思えます。しかし、悩みを抱え込まないでください。悩んでいることを発信していくことがとてもたいせつです。悩みを打ち明けてもらうことで、みんなで考えていくことができます。誰かと話をするだけで心がすっきりし、自分自身もリフレッシュできます。勇気を持って家庭児童相談員に一声かけ、悩み解決の第一歩としてください。どんな小さなことでもかまいませんので、子ども支援課児童福祉担当へご相談ください。